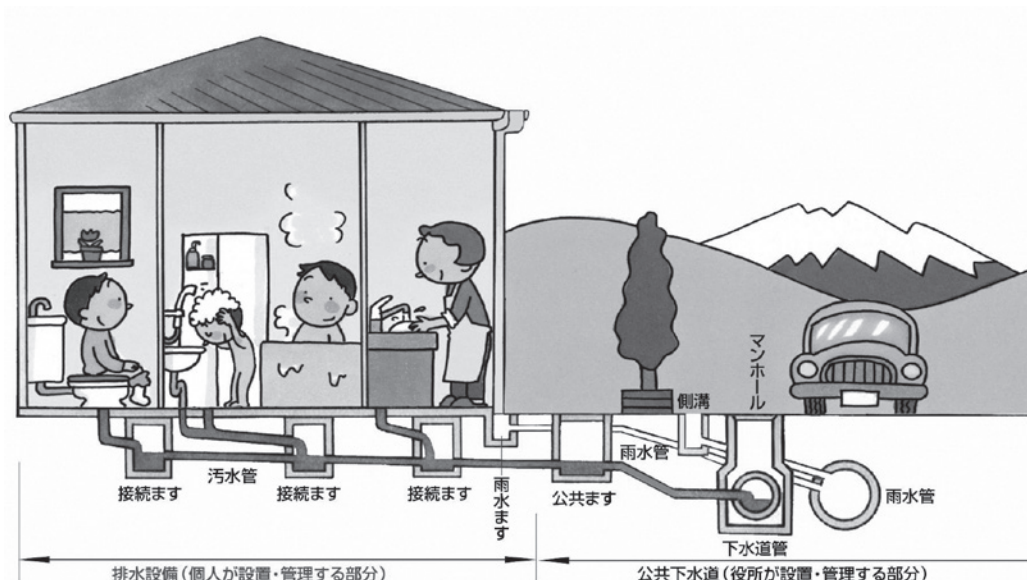


雨水を污水管に流していませんか？
下水道の雨水浸入防止対策に
ご協力ください

問 下水道課（春日庁舎内） ☎ 74 - 0224



排水設備指定工
事店の一覧はこ
ちら（ホームペ
ージ）↓



丹波市の下水道は分流式で整備されているため、汚水と雨水と一緒に流すことは出来ません。宅地内の屋根や庭に降った雨水が誤って污水管に流れ、各家庭からの汚水が流れにくくなったり、豪雨の際に逆流したりしてしまいます。

雨水が污水管に流れるよう誤って接続されていないかどうかを確認し、誤接続が判明した場合は、早急に市に登録がある排水設備指定工事店で改修してください。



セルフチェックのお願い

雨水が污水管に流れていないか確認しましょう。

- 点検方法**
- ①雨天時に家庭の水道水の使用を止めた状態にする。
 - ②公共ますに水が流れていないか確認する。



公共ますは、おおむね道路と宅地の境界近くにあります。



ふたを開けるには、マイナスドライバーなどが必要です。

白色のプラスチック製のものと、黒色・茶色の鉄のふたのものがああります。

下水道管に流せるものは、トイレ・台所・お風呂などの汚水のみです。正しく利用して、下水道管のトラブルを防ぎましょう。

新型コロナウイルス感染拡大対策の 中小企業者支援制度

◆新型コロナウイルス対策中小企業信用保証料補助金（市）

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、経営の安定に支障が生じている市内中小企業者に、信用保証協会へ支払う信用保証料を補助します。

■対象事業者 / 令和2年3月2日～6月1日までの間に、セーフティネット保証4号・5号または危機関連保証の認定を受け、認定後一定期間内に金融機関から借入を受け、信用保証協会に信用保証料を納付した事業者※市税の滞納がない者に限る

■補助金額 / 兵庫県信用保証協会に納付した信用保証料の全額※上限 50 万円。

※☎☎新産業創造課 / ☎ 74 - 1464

◆休業要請事業者経営継続支援金（県・市）

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態措置により、兵庫県が行った施設の使用停止や時間短縮の要請に応じた事業者に対し、事業の継続を支える支援金を支給します。

■対象者 / 次の3つの要件をすべて満たす中小法人・個人事業主

①県内に事業所を置き、令和2年3月1日以前に創業している

②令和2年4月または5月の売上が前年同月比で50%以上減少している

③県の休業要請に応じて、緊急事態措置期間中、対象となる施設を継続して休業している

■支給額 / 5 万円～ 100 万円（休業開始時期や要請対象施設によって支給額が決定）

☎☎経営継続支援金相談ダイヤル / ☎ 078 - 361 - 2281 ※午前9時～午後5時

◆持続化給付金（国）

新型コロナウイルス感染拡大により影響を受ける事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を支給します。

■対象者の主な要件

①令和2年1月～12月の間で、売上が前年同月比で50%以上減少している事業者

②令和元年以前から事業収入（売上）があり、今後も事業を継続する意思がある事業者

③法人の場合は、資本金の額または出資の総額が10億円未満または常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者

■給付額 / 法人：200 万円、個人事業主：100 万円※上限は昨年1年間の売上からの減少分

売上減少分の計算方法：前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12カ月）

☎☎中小企業金融・給付金相談窓口 / ☎ 0120 - 115 - 570 ※午前8時30分～午後7時。フリーダイヤル

◆そのほかの新型コロナウイルス対策融資制度（国・県緊急融資制度）

①新型コロナウイルス感染症特別貸付

②新型コロナウイルス対策貸付

③新型コロナウイルス危機対応貸付

④経営活性化資金（新型コロナウイルス対策）

⑤借換等貸付（新型コロナウイルス対策）

⑥新型コロナウイルス感染症対応貸付

☎①：日本政策金融公庫尼崎支店 ☎ 06 - 6481 - 3601 ②～⑥：県融資制度の取扱金融機関（県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています）

※各制度の申請方法など詳しくは、それぞれの問い合わせ先に確認してください。紹介した制度のほかにも、支援制度があります。新産業創造課または丹波市商工会（☎ 82 - 3476）まで問い合わせてください。

がんばる中小企業者を応援！ 設備投資支援事業補助金

中小企業の事業規模拡大や福利厚生に必要な経費の一部を補助します。

■対象事業 / ①店舗などの新築および改装事業 ②福利厚生施設の整備事業 ③機械設備などの合理化設備の導入事業※30万円以上の事業に限る

■補助率および補助金額 / 対象事業費の10%以内※上限30万円～50万円

☎☎新産業創造課 / ☎ 74 - 1464